

項目	番号	質問	回答																																															
1.スライド条項全般	1-1	インフレスライドと単品スライドの使い分けはあるのか。（単品スライドでは無く、インフレスライドで請求して良いか。）	①インフレスライドは、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般について、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更です。 単品スライドは、主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更です。また、急激な価格高騰のタイミングにおいて、積算価格（実勢価格）に価格変動が反映されるのにタイムラグが生じた場合においても、実際の購入金額でスライド変更額を算定可能となっています。 ②インフレスライドと単品スライドは併用することができ、申請の順番は問いません。変更契約は、中間修正的なインフレスライドが先行し、精算的な変更である単品スライドを最後に実施する運びとなります。																																															
	1-2	インフレスライドと単品スライドを併用する場合の運用の仕方・取り決めなどはあるか。	単品スライドの変動前金額は、インフレスライドの変更を行った設計書の金額を用います。（インフレスライド基準日より前は当初入札月単価、基準日以降は基準月単価となります。） なお、インフレスライドと、単品スライドを併用した期間においては、単品スライドの受注者負担を求めません。																																															
	1-3	建設副産物処分費はスライド条項を適用可能か。	受注者からの申し出により、スライド条項（全体スライド、インフレスライド、単品スライド）を適用可能です。																																															
	1-4	電気料金はスライド条項を適用可能か。	受注者からの申し出により、スライド条項（全体スライド、インフレスライド、単品スライド）を適用可能です。																																															
2.インフレスライドについて	2-1	インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。	賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することができます。																																															
	2-2	インフレスライドを申請するにあたり、出来高を証明する受注者からの提出書類は具体的に何か。	受注者が作成する「工事出来高内訳書」を基に、発注者がスライド額を算定し、受発注者協議します。 「工事出来高内訳書」：出来形数量を確認できる任意書面 (参考) <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th><th>細別</th><th>規格</th><th>単位</th><th>上段:出来形数量 下段:設計数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>道路改良</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>式</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>道路土工</td><td></td><td></td><td></td><td>式</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>掘削工</td><td></td><td></td><td>式</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>掘削(土砂)</td><td></td><td>m3</td><td>10,000 10,000</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>掘削(軟岩)</td><td></td><td>m3</td><td>1,000 2,000</td><td></td></tr></table>	工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	上段:出来形数量 下段:設計数量	摘要	道路改良					式				道路土工				式					掘削工			式						掘削(土砂)		m3	10,000 10,000					掘削(軟岩)		m3	1,000 2,000
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	上段:出来形数量 下段:設計数量	摘要																																											
道路改良					式																																													
	道路土工				式																																													
		掘削工			式																																													
			掘削(土砂)		m3	10,000 10,000																																												
			掘削(軟岩)		m3	1,000 2,000																																												

項目	番号	質問	回答																			
3.単品スライドの対象品目について	2-3	基準日時点でスライド額を算定した残工事量が精算時に変更となった場合はどうすれば良いか。	インフレスライドを行った場合は、精算変更時に残工事量を受発注者間で再確認してください。 現地擦り付け等により、残工事量に変更が生じている場合は、スライド額を再算定し、スライド受発注者で再度協議書を取り交わした上で変更契約を行ってください。																			
	3-1	単品スライドの対象となる「主要な工事材料」とはどのようなものか。また、「品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの」の品目とは何か。	①「主要な工事材料」とは、工事の請負代金額中に占める材料費の割合等を考慮したうえ、工事毎に決定します。 ②原材料費の高騰等の要因により、日本国内の地域において、主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる全品目です。なお、品目の指定については、発注者・受注者間の個別協議によります。																			
	3-2	対象資材について、水道用資材は該当になるか。	全ての品目が対象ですので、水道用資材も該当になります（番号3-1のとおり）。																			
	3-3	複数品目をまとめて、変動額を算定することは、可能か。	単品スライド適用に際し、対象品目が複数の場合は、変動額をまとめたの算定が可能です。なお、変動額の算定にあたり、 [※] 受発注者負担額をそれぞれの品目（資材）から控除することではなく、複数の品目（材料）の合計分から請負代金額の1.0%を控除します。 ※受発注者負担額：減額スライドの場合には、発注者負担額																			
	3-4	工事中において、点検業務等を行う場合、原動機の燃料は単品スライドの対象となるのか。	業務において取り扱うものは対象外としています。																			
	3-5	アスファルト合材に使用する原材料を対象として単品スライドの算定はできないか。	アスファルト合材（混合物）として単価設定しているため、アスファルト合材（混合物）に使用する原材料を単品スライドの対象とすることはできません。ただし、原材料の高騰に伴いアスファルト合材（混合物）そのものが、各品目の変動額について請負代金額の100分の1に相当する額を超える場合、3-1のとおり単品スライドの対象となります。																			
	3-6	労務単価の上昇は、単品スライドの対象となるのか。また、機械損料及び機械賃料は、単品スライドの対象となるのか。	①単品スライドは、工事資材の変動に対応するものであるため、労務単価は対象となりません。ただし、全体スライド、インフレスライドは労務単価も対象となります（表2）。 ②機械損料及び機械賃料は、単品スライドの対象となりません。ただし、全体スライド、インフレスライドは機械損料及び機械賃料も対象となります（表2）。 表2 <table><tr><th>項目</th><th>全体スライド</th><th>インフレスライド</th><th>単品スライド</th></tr><tr><td>適用対象工事</td><td>工期が12ヶ月を超えかつ 基準日以降、残工事が2ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）</td><td>すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事</td><td>すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事</td></tr><tr><td>対象</td><td>請負契約の締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等</td><td>基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等</td><td>部分払いを行った出来形部分を除く全ての『資材』</td></tr><tr><td>受発注者の負担</td><td>残工事費の1.5%</td><td>残工事費の1.0%</td><td>対象工事費の1.0%</td></tr><tr><td>備考</td><td>再スライド可能</td><td>再スライド可能</td><td></td></tr></table>	項目	全体スライド	インフレスライド	単品スライド	適用対象工事	工期が12ヶ月を超えかつ 基準日以降、残工事が2ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	対象	請負契約の締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等	基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての『資材』	受発注者の負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0%	対象工事費の1.0%	備考	再スライド可能	再スライド可能
項目	全体スライド	インフレスライド	単品スライド																			
適用対象工事	工期が12ヶ月を超えかつ 基準日以降、残工事が2ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事																			
対象	請負契約の締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等	基準日以降の残工事量に対する『資材』、『労務単価』等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての『資材』																			
受発注者の負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0%	対象工事費の1.0%																			
備考	再スライド可能	再スライド可能																				

項目	番号	質問	回答
3.単品スライドの対象品目について	3-7	残工期が2ヵ月未満であるが、工期延期が予定されている場合は、延期後の工期で考えて良いか。 また、工事内容によっては、工期の1週間前に変更数量が確定することがある。スライド協議開始日は工期の45日以内であり、時間がないのではないか。	①工期延期について、受発注者間で協議が整い、変更後の残工期が2ヶ月以上となる場合は対象となります。 ②工期末の直近で請求があった場合など十分な協議機関が確保できない際の協議期間については、受発注者協議のうえ、適切に定めてください。
	3-8	単品スライドの請求は、実際の搬入月・購入価格が確定し、請負代金の1.0%を超える増額があると算定してから行うのか。	請求時に証明書類を添付する必要はありません。品目毎に価格上昇分が、工事請負代金の1.0%を超えると見込まれれば請求可能です。
	3-9	単品スライドの請求日（約2ヶ月前）以降、スライド協議開始日までに精算変更を行った結果、対象工事費が減額となり、単品スライドの対象とならなくなった場合はどうか。	精算変更契約後の工事数量に対してスライド額を算定しますので、対象外となる場合もあります。事前に受発注者間で十分にご確認ください。
	3-10	一時中止期間を含み繰越工事となり、資材の著しい価格変動があった場合、どのスライド条項が適用されるか。	全体スライドは工期が12ヶ月を超える工事（但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事）が対象であり、インフレスライド、単品スライドはすべての工事が対象です。また、12ヶ月を経過した工事においてもインフレスライド及び単品スライドの適用は、可能です。なお、全体スライドとインフレスライド、単品スライドは、併用も可能であるため、どの条項(契約約款)を適用するかは、受発注者で協議してください（表2）。
	3-11	スライド額による増額変更は、工事内容を変える変更ではないため、工期外に行うことはできないか。	契約約款に基づく変更であるため、工期外での変更契約はできません。受発注者協議により、適切な協議機関を定めて頂けますようご理解願います。
	3-12	今後、物価の下落があった場合には、発注者から協議があるのか。	発注者から協議を行います。
	3-13	単品スライドを行うには、請求前までの出来高検査を行う必要があるのか。	出来高検査を行う必要はありません。
	3-14	発注者の当初設定金額（単価）は、受注者に口頭で伝えるのか。あるいは、情報公開請求の手続きをとる必要があるのか。	受発注者協議により、適宜情報提供することを基本としています。なお、情報公開請求により金額を開示することも可能です。

項目	番号	質問	回答																
4.変動後の価格について	4-1	間知ブロックを大型ブロックで施工するように施工承諾を受けた場合、大型ブロックに著しい価格変動が生じたとすれば、単品スライド制度を適用することは可能か。	表3のパターンAのように、施工承諾の資材のみに価格変動が生じたとしても単品スライドの対象とはなりません。ただし、パターンB・Cの場合は単品スライドの対象となります。 品目毎の変動額が請負代金の1%を超える場合、設計図書の規格・数量で変動額を算定したうえ、単品スライドを行います。 表3 <table><tr><th>パターン</th><th>設計図書における資材</th><th>施工承諾による資材</th><th>単品スライド対象</th></tr><tr><td>A</td><td>変動なし</td><td>変動あり</td><td>×</td></tr><tr><td>B</td><td>変動あり</td><td>変動なし</td><td>○</td></tr><tr><td>C</td><td>変動あり</td><td>変動あり</td><td>○</td></tr></table> 変動なし：品目毎の変動額が請負代金の1%以下の場合 変動あり：品目毎の変動額が請負代金の1%を超える場合	パターン	設計図書における資材	施工承諾による資材	単品スライド対象	A	変動なし	変動あり	×	B	変動あり	変動なし	○	C	変動あり	変動あり	○
	パターン	設計図書における資材	施工承諾による資材	単品スライド対象															
A	変動なし	変動あり	×																
B	変動あり	変動なし	○																
C	変動あり	変動あり	○																
4.変動後の価格について	4-2	対象材料をコンクリート類（生コン）として、受注者から申し出があった場合、積算上の積み上げの規格は「18-8-40BB」としているが、承諾として「21-8-40BB」を用いている。この場合、単品スライドの取り扱いはどうなるのか。	承諾材料は実際の購入金額での算定の申し出があった場合でも、設計図書の規格・数量で変動額を算定します。ただし、生コンクリートの使用にあたり、規格のランクアップを行っているものは、ランクアップの規格・数量で変動額を算定します。																
	4-3	特別資材調査報告に基づき単価を決定している場合、スライド条項の適用にあたっては、再調査を行う必要があるのか。	再調査を行う必要はありません。 スライド額の算定にあたっては、積算に使用する単価を用いた物価変動率(刊行物による物価資料)を物価指数とすることを基本としていますが、同等品の掲載がないなど受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができます。その場合については、証明資料（見積書・領収書等）をもとに確認した価格を変動後の価格（実勢価格）とすることを原則としますが、取引価格の実態と乖離した価格の採用を回避するため、類似品目の材料との価格の比較等を実施するとともに、必要に応じて受注者等へのヒアリングや受注者以外から見積を徴収するなどし、価格の妥当性を確認してください。																
5.その他	5-1	令和5年9月19日付け技第366号による特例措置を行った場合、スライド条項を使用することが可能か。	左記特例措置を適用した場合においても、島根県公共工事標準請負契約約款第26条(スライド条項)または島根県森林整備工事請負契約約款第26条(スライド条項)の規定に基づく請求は可能です。ただし、その際に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とします。																
	5-2	既契約済工事において、工事着手前に資材が高騰している場合がある。単品スライドの申請は、必要な提出書類も多く、多大な労力を要する。一旦、契約解除して最新の単価で契約した方がよいと考えるが対応は可能か。	契約解除については、適切な事由（例：契約約款第49条の2に定める解除権など）等がない限り、契約約款や民法等に基づき、受注者に対して損害賠償を請求したり、県の実綱等で定める指名停止措置などを行う可能性があります。書類の作成等、お手数をおかけする部分はあるかとは思いますが、単品スライド等に基づく請求手続きまでのご理解をお願いします。																